

意見書第6号

年金支給年齢の引き上げをやめるよう求める意見書

政府は、「社会保障と税の一体改革」成案の中で、年金支給年齢を68歳～70歳に引き上げるとしている。しかし、現在の年金制度でも厚生年金の支給年齢の引き上げが進行中です。1949年4月2日以降に生まれた男性の基礎年金部分は、すべて65歳支給となる。また、1961年4月2日以降に生まれた男性は、65歳前には年金は全く支給されなくなる。(女性は5年遅れ)

公務員の定年制は、平成25年度から段階的に引き上げ、平成37年度には定年を65歳にする予定とはいうものの、現在のところ依然として60歳である。大企業も原則60歳となっている。これ以上の支給開始年齢の引き上げは、高齢者ばかりでなく、国民全体の生きがいを損ない、年金制度への不信を増幅するものである。

政府は、成案の中で「ヨーロッパ諸国も年齢は引き上げられている例」を列挙している。しかし、イギリスは定年制を廃止しており、「体力のあるうちはそのまま働ける」「何らかの理由で働けない人は、年金支給年齢前まで生活保護的な手当が支給される」など生活保障の制度が確立している。

よって政府におかれては、年金の支給年齢は現行を維持し、引き上げをやめることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月23日

愛知県武豊町議会議長 加藤 美奈子

【提出先】

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣